

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月22日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症における法的な位置付けが2類相当から5類感染症へ移行することに伴い、感染症防疫等作業に従事した職員の特殊勤務手当の支給に関する特例の終期を設ける必要があるため。

専決第9号

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第
1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月2日

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第47号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態 に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）</p> <p>3 第3条に定めるもののほか、感染症防疫等作 業手当は、新型コロナウイルス感染症（病原体が ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に 対して、人に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。）である感染症をいう。 以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護す るために行われた措置に係る次項各号に掲げる作 業 <u>（令和5年5月7日までに行われた作業に限 る。）</u> に従事した職員に支給する。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態 に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）</p> <p>3 第3条に定めるもののほか、感染症防疫等作 業手当は、新型コロナウイルス感染症（病原体が ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に 対して、人に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。）である感染症をいう。 以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護す るために行われた措置に係る次項各号に掲げる作 業 _____ _____ に従事した職員に支給する。</p> <p>4・5 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

